




# 赤村 議会だより

FUKUOKA AKAMURA



## 令和3年 第3回田川地区斎場組合議会定例会

(中村勇紀議員 出席)

8月23日に田川市民会館で開会され、下記議案について、慎重審議の結果、すべて原案のとおり認定及び可決されました。

### 認定第1号 令和2年度田川地区斎場組合歳入歳出決算

令和2年度において、歳入決算額149,848,470円、歳出決算額143,754,409円、歳入歳出差引額6,094,061円としたもの。

### 議案第4号 令和3年度田川地区斎場組合一般会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,103千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ150,310千円とするもの。

### 赤村議会議員 9月 出席行事

8日～14日 第2回赤村議会定例会(議場 他)  
21日 例月出納検査・監査(住民センター)

### 赤村議会議員 10月 出席行事

5日 第3回赤村議会臨時会(議場 他)  
6日 町村議会議長会(田川市)  
12日 議会広報委員会(住民センター)  
21日 例月出納検査・監査(住民センター)

### 赤村議会議員 11月 出席行事予定

17日 町村議会広報研修会(福岡市)  
19日 例月出納検査・監査(住民センター)

### 赤村議会議員 12月 出席行事予定

上旬 12月赤村議会定例会(議場 他)  
21日 例月出納検査・監査(住民センター)  
22日 行政監査現地確認(村内)

新型コロナウイルス感染防止のため、手洗い・うがいをし、密閉・密集・密接を避けましょう

令和3年 第2回赤村議会9月定例会は、9月8日に招集及び開会し、議長報告、村長報告、村事務報告、教育委員会事務報告、一般質問が行われた後に、計画の策定1案件、条例の一部改正4案件、補正予算2案件、決算の認定5案件、発議1案件の合計13案件が提出され、慎重審議を行った結果、全案件可決・認定して9月14日に閉会しました。

議案番号	件名	内容	結果
報告第5号	令和2年度赤村財政健全化判断比率の報告について	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度赤村財政健全化判断比率を監査委員の意見をつけて議会に報告するもの。	可決
議案第27号	赤村過疎地域持続的発展計画の策定について	過疎地域の持続的発展に必要な事業を総合的かつ計画的に実施するため、令和3年度から令和7年度までを計画年次とする赤村過疎地域持続的発展計画を策定するに当たり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めもの。	
議案第28号	赤村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規定を整理する必要があるため、この改正を行うもの。 改正内容は、現行の運用に合わせて特定業務に従事する会計年度任用職員の給料表を追加するもの。	
議案第29号	赤村手数料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等が令和3年9月1日に施行されたこと等に伴い、関係規定を整理するため、この改正を行うもの。 <b>改正内容</b> ①赤村手数料条例 個人番号カードの再交付に係る実施主体が村から地方公共団体情報システムに変更されたことによる手数料規定の削除 ②赤村個人情報保護条例 法律の改正に伴う関係条文の整理 ③赤村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 法律の改正に伴う関係条文の整理	
議案第30号	赤村住民センター附属施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	赤村住民センター附属施設について、関係規定の整理を行うため、この改正を行うもの。 改正内容は、住民センター附属施設(テニスコート、休憩棟シャワー)について、使用料に関する規定を削除するもの。	

議案番号	件名	内容	結果												
議案第31号	後山集会施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	後山集会施設の位置について、国土調査事業における成果を反映するため、この改正を行うもの。 改正前：赤村大字赤6792番地 改正後：赤村大字赤6792番地1	可 決												
議案第32号	令和3年度赤村一般会計補正予算(補正第3号)	97,277千円追加し、歳入歳出それぞれ3,421,859千円とするもの。 補正の主な内容は、 ①源じいの森多目的ホール等復旧工事(R2.9台風によるもの) ②前方原分譲用地建設工事 ③村道等の改良事業に伴う測量設計費及び工事費など 歳入は、国庫支出金、基金繰入金、村債、地方交付税による一般財源など。													
議案第33号	令和3年度赤村簡易水道特別会計補正予算(補正第1号)	4,247千円追加し、歳入歳出それぞれ145,125千円とするもの。 補正の主な内容は、水道本管、給水管等の修繕料等の増。歳入は水道使用料。													
認定第1号	令和2年度赤村一般会計歳入歳出決算の認定について	<table border="0"> <tr> <td>予算額</td> <td>4,202,843,000円</td> </tr> <tr> <td>歳入決算額</td> <td>3,740,500,860円</td> </tr> <tr> <td>歳出決算額</td> <td>3,666,342,030円</td> </tr> <tr> <td>差引残額</td> <td>74,158,830円</td> </tr> <tr> <td>繰越明許費(3件)</td> <td>192,731,000円</td> </tr> <tr> <td>実質収支額</td> <td>62,594,830円</td> </tr> </table>	予算額	4,202,843,000円	歳入決算額	3,740,500,860円	歳出決算額	3,666,342,030円	差引残額	74,158,830円	繰越明許費(3件)	192,731,000円	実質収支額	62,594,830円	認 定
予算額	4,202,843,000円														
歳入決算額	3,740,500,860円														
歳出決算額	3,666,342,030円														
差引残額	74,158,830円														
繰越明許費(3件)	192,731,000円														
実質収支額	62,594,830円														
認定第2号	令和2年度赤村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	<table border="0"> <tr> <td>予算額</td> <td>419,822,000円</td> </tr> <tr> <td>歳入決算額</td> <td>391,603,530円</td> </tr> <tr> <td>歳出決算額</td> <td>362,712,461円</td> </tr> <tr> <td>差引残額</td> <td>28,891,069円</td> </tr> </table>	予算額	419,822,000円	歳入決算額	391,603,530円	歳出決算額	362,712,461円	差引残額	28,891,069円					
予算額	419,822,000円														
歳入決算額	391,603,530円														
歳出決算額	362,712,461円														
差引残額	28,891,069円														
認定第3号	令和2年度赤村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について	<table border="0"> <tr> <td>予算額</td> <td>58,809,000円</td> </tr> <tr> <td>歳入決算額</td> <td>58,454,657円</td> </tr> <tr> <td>歳出決算額</td> <td>54,657,651円</td> </tr> <tr> <td>差引残額</td> <td>3,797,006円</td> </tr> </table>	予算額	58,809,000円	歳入決算額	58,454,657円	歳出決算額	54,657,651円	差引残額	3,797,006円					
予算額	58,809,000円														
歳入決算額	58,454,657円														
歳出決算額	54,657,651円														
差引残額	3,797,006円														
認定第4号	令和2年度赤村住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	<table border="0"> <tr> <td>予算額</td> <td>27,341,000円</td> </tr> <tr> <td>歳入決算額</td> <td>1,649,700円</td> </tr> <tr> <td>歳出決算額</td> <td>26,105,882円</td> </tr> <tr> <td>差引歳入不足額</td> <td>24,456,182円(繰上充用)</td> </tr> </table>	予算額	27,341,000円	歳入決算額	1,649,700円	歳出決算額	26,105,882円	差引歳入不足額	24,456,182円(繰上充用)					
予算額	27,341,000円														
歳入決算額	1,649,700円														
歳出決算額	26,105,882円														
差引歳入不足額	24,456,182円(繰上充用)														

議案番号	件名	内容	結果
認定 第5号	令和2年度赤村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	予算額 49,860,000円 歳入決算額 49,313,592円 歳出決算額 49,291,712円 差引残額 21,880円	認定
発議 第6号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について	新型コロナウイルス感染症対策、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対策が十分とれるような地方税財源の充実を求めるため、この意見書を提出するもの。	可決

## 第2回赤村議会9月定例会 採決の状況

○…賛成 ×…反対 欠…欠席

番号	議案名	結果	議員の賛否										
			春本雪夫	中村勇紀	大場謙一	小林慧	原隆康	佐武富實	馬田和博	大場信司	春本敏典		
議案 第27号	赤村過疎地域持続的発展計画の策定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案 第28号	赤村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案 第29号	赤村手数料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案 第30号	赤村住民センター附属施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案 第31号	後山集会施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案 第32号	令和3年度赤村一般会計補正予算(補正第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案 第33号	令和3年度赤村簡易水道特別会計補正予算(補正第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定 第1号	令和2年度赤村一般会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

番号	議案名	結果	議員の賛否								
			春本雪夫	中村勇紀	大場謙一	小林慧	原隆康	佐武富實	馬田和博	大場信司	春本敏典
認定第2号	令和2年度赤村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定第3号	令和2年度赤村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定第4号	令和2年度赤村住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定第5号	令和2年度赤村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発議第6号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○

## 総務文教 常任委員会 委員長報告

委員長  
佐武 富實



本定例会において、総務文教常任委員会に付託された案件を慎重に審議した結果を報告します。

議案第32号、令和3年度赤村一般会計補正予算補正第3号は全員一致をもって可決することに決定しました。

次に、認定第1号、令和2年度赤村一般会計歳入歳出決算の認定は、全員一致をもって認定することに決定しました。

## 産業経済厚生等 常任委員会 委員長報告

委員長  
春本 雪夫



本定例会において、産業経済厚生等常任委員会に付託された案件を慎重に審議した結果を報告します。

議案第33号、令和3年度赤村簡易水道特別会計補正予算補正第1号は、全員一致をもって可決することに決定しました。

次に、認定第2号、令和2年度赤村国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定第3号、令和2年度赤村簡易水道特別会計歳入歳出決算、認定第4号、令和2年度赤村住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算、認定第5号、令和2年度赤村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、全員一致をもって認定することに決定しました。

# 令和3年 第3回赤村議会10月臨時会

期日/令和3年10月5日

令和3年 第3回赤村議会10月臨時会は、10月5日に招集及び開会し、専決処分1案件、補正予算1案件、合計2案件が提出され、慎重審議を行った結果、承認・可決して同日に閉会しました。

議案等番号	件名	内容	結果
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて(令和3年度赤村一般会計補正予算(補正第4号))	令和3年8月11日からの大雨による災害応急復旧等のため、専決処分を行ったので、議会に報告し承認を求めるもの。 20,643千円を追加し、歳入歳出それぞれ3,442,502千円としたもの。歳入財源は交付税等である。 災害復旧工事に係る個人負担は条例では事業費の17.5%以内となっているが、今回は10%とする予定。	承認
議案第34号	令和3年度赤村一般会計補正予算(補正第5号)	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費補助金事業者支援分追加交付によるもの。 7,705千円を追加し、歳入歳出それぞれ3,450,207千円とするもの。歳入財源は国庫補助金である。 平成筑豊鉄道及び源じいの森へ補助するというものであるが、議員からは村内個人事業主への救済はどうするのかという意見があった。	可決

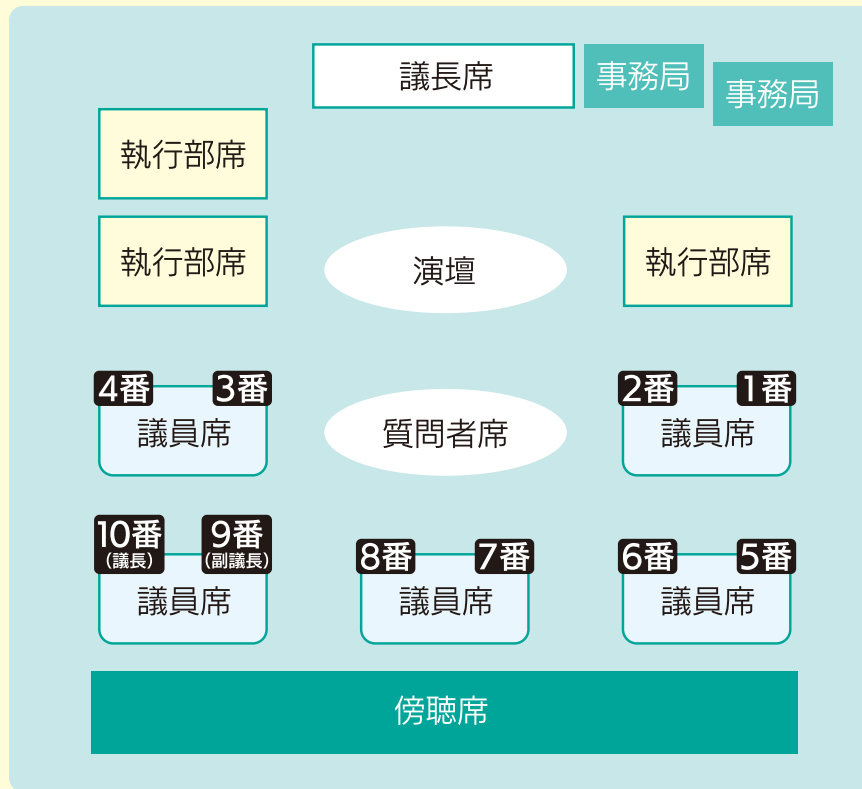
## 第3回赤村議会10月臨時会 採決の状況

○…賛成 ×…反対 欠…欠席

番号	議案名	結果	議員の賛否								
			春本雪夫	中村勇紀	大場謙一	小林慧	原隆康	佐武富實	馬田和博	大場信司	春本敏典
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて(令和3年度赤村一般会計補正予算(補正第4号))	承認	○	○	○	○	○	欠	○	○	○
議案第34号	令和3年度赤村一般会計補正予算(補正第5号)	可決	○	○	○	○	○	欠	○	○	○



## 赤村議会 議場の配置



2021年9月発行赤村議会だよりにおいて、1番議員、2番議員…というように議員の写真に番号が付いていたのは、議席番号と言い、議場における議席の番号のことであり、赤村議会の場合、初議会において、この議席番号を決めています。会議録署名議員の指名や一般質問の許可の際、議長は〇番議員〇〇君と呼びます。



**答** 道村長  
業者が事故の前日に予備電源バッテリー増設工事を実施し

**問** ②事故の原因は何か。

**答** 道村長  
全対象者2, 799名で集団接種者2, 189名接種率78・2%、これに他市町村施設、病院等での接種を含めると全体で85%くらい。

**問** ①ワクチン接種実績は。  
コロナワクチン保管事故についてお尋ねする。



新型コロナウイルス  
保管事故について  
大場 謙一 議員

**答** 道村長  
今後の接種計画は、広報誌等で周知した、9月12日・10月2日接種で集団接種は終えるが、打ちもれた村民を対象に再追加接種日を設けたい。

**答** 道村長  
マニュアルを改定し点検日誌で確認。電源コンセントを抜けにくい形状に交換、監視カメラを設置し担当者が何時でも確認出来るようにした。

**問** ④再発防止策と今後の接種計画は。

**答** 道村長  
480名の方に接種の影響がでた。救済策は1日も早く接種再開に必要なワクチン確保、速やかに再開できるように関係者と調整を行い、3週間遅れで全員の接種を完了出来た。

**問** ③事故の影響とこの救済策は。

た際、コンセントの差し込み方が不十分のため何らかの事由で緩み電源供給が途絶えた。

**問** ⑤事故の責任は誰が取ったのか。

**答** 道村長  
業者の電源工事が要因だが、最終責任は村長である私にある。

**問** 私の責任として一日も早くワクチンの確保を行い、接種を再開することと、再発防止策を考えた。村民には防災無線でお詫びし、原因を追及し業者の責任で必要経費を負担させた。

**問** 事故後の対応は評価している。問題は村の責任はないのか。工事後の確認は誰がするのか。

**答** 田中住民課長  
工事等の最終確認は課長。その日の工事は終わらず、担当者が通電確認、コンセントの確認までしていない。

**問** 手順に沿って確認したと聞いているが、土・日等の確認はできていないのか。

**答** 田中住民課長  
出来ていない。今まで一度もこのような問題は無く、工事の途中で事故が起きるとは想

定していなかった。

**問** 他町では毎日、数時間間隔で点検するなど万全を期している。特に工事の後など特段の注意が求められる。事故が発生した以上、村の責任は免れない。工事後の点検漏れが一番の原因だと考える。二度と事故が起きないように細心の注意を払ってもらいたい。

**問** 集団接種後の、接種はどのように考えているのか。

**答** 田中住民課長  
保有するワクチン使用期限は11月末まで、別途国に要望出来るが600回分単位で、村としては数量が多過ぎる。11月までは開業医で実施したい。その後は田川地域広域で接種を考えている。

**問** 近隣の自治体と協力して住民が困らないようにしてもらいたい。

**答** 多くの村民が直接影響を受け、貴重なワクチンを破棄し全国報道されるなど村の信用を無くした。村長はその後の対応で責任を果たしたと言っている

が、懲戒処分も必要ではないか。最高責任者の責任は免れない。村長の仕事は「決める事と責任を取る事」と考えるが。

**答** 道村長  
十分言われている事を吟味して今後考えたい。

## 梅ノ木貯水池堤防 工事について

大場 謙一 議員

**問** 大雨で「梅ノ木ため池」の堤防が決壊しそうになった。改修工事を計画したが個人名義の土地が着工の障害になっていた。関係者の努力で和解が成立したが、どのような日程で工事を進めるのか。

**答** 道村長  
和解成立を受け関係個所に早期着工の要請をした。今年度に計画の基本設計、令和4年度に事業申請、令和5年度実施設計、令和6年度9月から工事着手を予定している。

**問** 問題の土地所有権は移転したのか。

**答** 溝邊産業建設課長  
所有権は全て移転した。

**問** 早急に工事が必要という認識は同じと思う。県の災害重点ため池の指定はされているのか。

**答** 溝邊産業建設課長  
指定されている。県でも

問題視されているので早急に要請し着工したいと考えている。

**問** 流域の住民は、大雨が降る度に水害が怖くて避難している人もいる。一日も早く工事着工を望む。

**答** 道村長  
関係個所に働きかけ早期着工に努力する。





## 通学路の整備

### について

馬田 和博 議員



### 問

今年6月に千葉県で起きた、登下校中の小学生の列にトラックが突っ込んで、児童5人が死傷した事故で、菅総理が通学路の総点検をすることを指示しました。赤村では、通学路の点検・安全対策は、どのようになっているのかお聞かせ下さい。

### 答

縄田教育長

赤小中学校では例年、生徒指導担当の教員又は補導担当の教員がこれまで学期に1回程度通学路の点検を行っておりまして。国からの通知を受けまし

て、全教職員で放課後に合同点検を行わせていただきました。その結果、数か所通学路に木が覆い被さったりしている箇所がありました。現在その箇所は改善をされておるといふうに聞いております。また、新学期が始まり、この9月2日の日に、学校、教育委員会、産業建設課、田川警察署赤駐在4者におきまして、合同点検を実施致しました。見通しの良い道路や、幹線道路の抜け道になっている道路等、車の速度が上がりやすい箇所や、大型車の侵入が多い箇所。過去に事故に至らなくても、ヒヤリ、ハットの事例があった箇所。そして保護者、見守り活動者、地域住民の方々から村への改善要請があった箇所を中心にですね、交通事故を未然に防止するとういうそういった観点から点検を実施させていただいております。今後結果を受けまして、対策案を検討作成し、県・国への報告をさせていただくとともに、対策が必要な箇所につきましては、道路管理者又は地元警

察に対して要望を行う予定にしております。

### 問

学校2キロ圏内周辺を中心に、歩道の整備や速度規制、看板等で運転手への注意喚起、あとガードレールやガードパイプ等を付けるような、対策を取るべきではないかと思うのですが。

### 答

縄田教育長

ご指摘のとおりだと私も考えております。教育委員会のみでは、なかなか出来ませんが、関係課と連携を取りながら、出来る所からひとつひとつ取り組ませていただきたいというふうに、考えております。

### 問

通学路に面したブロッック塀あたりも、結構老化で倒壊の危険箇所とも見られるので、そういう所もチェックしていただきたいと思えます。

### 答

縄田教育長

ご指摘がありましたので、早速その調査も実施したいというふうに考えております。

### 問

朝と夕方、送り迎えの車が頻繁に学校の坂なんか

を昇り降りして、事故が起こってもおかしくないような状況にあるとは思いますが、児童生徒が安全安心な登下校と、保護者の子育ての負担軽減の面から、スクールバスの運行も考えるべきではないかと思えますが、村長はどのようにお考えでしょうか。

### 答

道村長

スクールバスの件については、まだそこまで検討はしてないんですけど、言われるように、遠方の方の送迎の問題は、他町村においても、そういうような方法を取っている学校があると聞いております。今後PTAの皆さん、教育委員会、先生方を含めた中で、今後赤村として、どうしたら良いか協議した中でまた進めていきたい。現在のところ、送迎の件については、村としては無い。

### 問

子どもの命に関わる問題で、事故が起こってからでは遅いので、国や県に要望していただき、早急な整備をしていただきたいと思えます。

## 赤村の7つの行政区 及び組に関する質問

大場 信司 議員



ませんので、調査をして全員参加するように指導していきたいと思います。

**問** 前村長のとき役場の職員は出ていました。何で赤

村の住民サービスをする役場の職員が協力参加してくれと言いながら、その職員が出ないということは何事ですか。

**答** 道村長  
村内の職員じゃなくて、村

外という。要するに職員はもう全員ですからね、村内外問わず。

**問** 当然、村執行部は出てるでしょう。

**答** 道村長  
はい。私はそういうよう

な配置をしているということでは、認識をしておりますので、村外の方は少ない地域のところに行きなさいとか。今までそういうような方法でやってたんですけどね。

**問** 事実誰も出て来てないでしよう。職員の顔見たこ

とないんですよ。地元に住んでいる職員の方々は道路愛護、ク

リーンアップキャンペーンには当然出て来ています。世帯主である限りとか息子もおれば、夫婦で住んでいけば出て来てま

す。村執行部が出ていない職員を呼ぶんですか。参加の協力を呼び掛けて、役場の職員が出て来てないんですか。なんか矛盾してないですか。住民サービスのために働いているんでしよう。人事評価制度の中に組み込まれないとわかっていますけど、普通の会社なら組み込まれますよ、どう思われますか。

**答** 溝邊産業建設課長  
以前です、ね、村外職員に

つきましても各地区に張り付けをしていました。今張り付けしていない村外職員の方については、新型コロナの関係で張り付けするのをちょっとやめておこうという形で現在の方向となっております。

**問** 新型コロナが始まる前か

らのことですよ。去年の2月からコロナが始まって、その前から見たことないんです

よ、村外の方も村内の方も。村長、副村長が参加しているのに部下が出て来てないのですか。

**答** 道村長  
大場議員の言うとおりで

ございます。私はそういう張り付けが今まであったので、そのとおり行っていると思っていまして。今後そのようにきちっとさせます。失礼しました。

**問** 本当によくお願いしま

す。事実を知らなかったということですよ。監督不行届とは言いませんが、ちゃんと見るべきですよ。査定、勤務評価等をするべきではないでしょうか。これで質問は終わりますが、組・区に関して成り立って行かないようなことだけは無いように、よろしく願います。

### 問

道路愛護及び公民館事業のクリーンアップキャンペーンについて、各組でたくさんの方々が協力してもらっているが、当然赤村長及び赤村執行部の方々は全員参加していると思うが、住民のサービス業である役場の職員の顔が全く見えません。どうなっているんですか。

### 答

春岡副村長  
職員がそうだったボランティア活動に参加しているかどうかということは把握出来ない

